

あんなことええなあ！ できたらええなあ！

(令和4年度 公民連携 公園利活用トライアル事業募集要項)



イメージキャラクター TRYもん

1 事業趣旨

本格的な人口減少、環境保全、災害対応、新型コロナウイルス感染症等、本市を取り巻く様々な課題の克服に向けて、本市は都市の魅力、活力、憩いを生み出す貴重な空間である公園を最大限利活用し、その魅力や利便性を高めたいと考えています。一方で、本市の危機的な財政状況や限られたマンパワーの中で、多様化する来園者のニーズに応えつつ、公園ごとの特性を生かした利活用を推進していくためには、公民連携による新たな視点や挑戦が欠かせないと考えています。

そこで、令和3年度から民間企業等が柔軟な発想のイベント・サービス等の企画を試行的に行う「公民連携 公園利活用トライアル事業」を実施したところ、普段よりも賑わいが生まれる一方で、応募者による清掃活動等、公益に資する取組が行われたことから、公園の維持管理のレベルも高く保つことができました。また、この事業を契機に、公園を今より魅力的な場所にするために、それぞれの地域で前向きな議論や仲間づくりが始まっています。

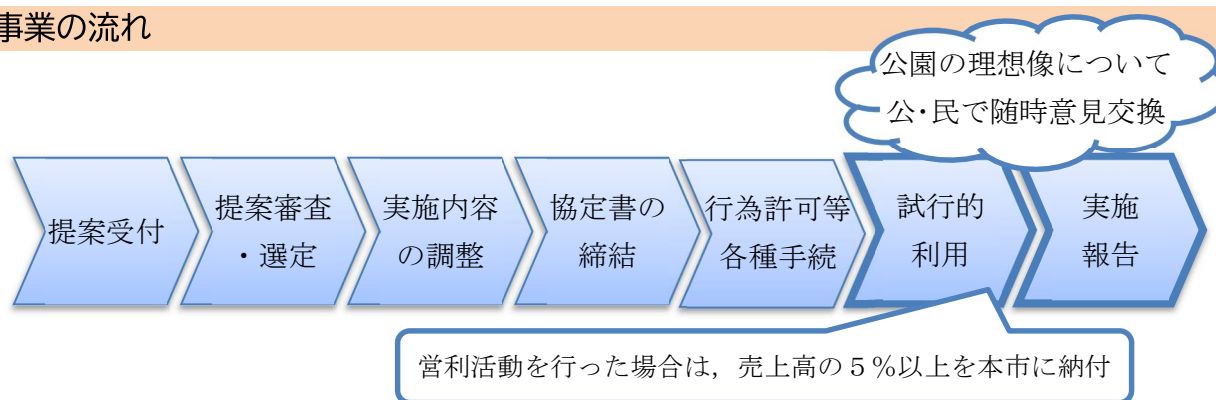
これらの成果を踏まえ、令和4年度は対象公園を追加したうえで、公園の試行的利用を行う民間企業等を募集し、提案内容を公募型プロポーザル方式により総合的に評価し、利用候補者を選定します。

本市は本事業を通じて、公園関係者や民間企業等との対話、来園者に対するアンケート、モニタリング調査等を行い、公園の理想像を追求していきます。

2 実施のメリット

来園者	公園の魅力や利便性，安全性が向上する。
地域	- 地域が活性化（交流・賑わい等）する。 - 地域づくりの支援者を獲得できる。
民間企業等	- 通常は認められない利活用ができる。 - 公園利活用のアイデアをテストできる。 - 市民や行政の反応を確認できる。
本市	- 民間のアイデアや資金を活用しながら公園の魅力向上策を検討できる。 - 公園に対する市民や民間企業等のニーズを把握できる。

3 事業の流れ



4 スケジュール

日程	内容
令和4年1月17日（月）	公募開始
令和4年1月24日（月）	質問受付 締切り
令和4年1月28日（金）頃	質問回答
令和4年2月7日（月）	参加申込み及び提出書類 締切り
令和4年2月中	選定
～令和4年3月中	実施内容調整，協定書締結，行為許可・使用料減免手続，民間企業等における試行的利用の準備
令和4年4月1日～ 令和5年3月31日（最大1年間）	試行的利用，利用期間後に事業実施報告

5 公募条件

(1) 位置付け

本市と民間企業等の共催による社会実験として実施します。

※ 本市と民間企業等の役割分担は、協定書（別紙3）を参照してください。

(2) 部門

ア 移動型店舗部門（キッチンカー、移動販売車等を活用した試行的利用）

※ 複数の移動型店舗出店者を管理することができる企業等による試行的利用を想定しています。

イ 一般部門（アを除いた試行的利用）

(3) 対象公園及び対象区域（別紙1参照）

ア 宝が池公園（京都市左京区上高野流田町8他）のうち、建設局が管理するエリア

イ 竹間公園（京都市中京区楠町6 1 3他）

ウ 新京極公園（京都市中京区新京極東裏通蛸薬師下る中之町5 3 8－9他）

エ 円山公園（京都市東山区円山町4 7 3他）

オ 東山山頂公園（京都市山科区厨子奥花鳥町他）

カ 桂坂公園（京都市西京区御陵大枝山町四丁目9）

※ 「移動型店舗部門」については、複数公園をセットにした提案を必須とします。また、試行的利用の実施状況が良好な場合は、上記以外の公園においても追加で試行的利用の提案を行うことができます。その場合は、本市及び公園関係者と協議を行ったうえで、実施の可否を判断します。

※ 「一般部門」については、複数公園をセットにした提案や各公園への個別提案が可能です。

(4) 期間日時

令和4年4月1日から令和5年3月31日までで、応募者が希望する期間

※ 3箇月以上の試行的利用を希望する場合、3箇月ごとに更新の可否について本市及び公園関係者で協議を行います。合意に至らなかった場合は、それ以上の期間は試行的利用ができません。

※ 円山公園においては、連続して実施できる期間は1週間までとします。

(5) 許可方法

行為許可（京都市都市公園条例第3条）

(6) 使用料等

ア 公園使用料

免除

イ 売上還元金

営利活動を行った場合は、公園の魅力向上及び維持管理等の公益に資する取組に還元するため、売上還元金（営利活動に係る売上高（税込み）に対する歩合（応募者が提案、5%以上））を本市に納付いただきます。

※ 本要項において、営利活動とは、物品・飲食物の販売や、サービスの提供等、専ら営利を目的として行う活動をいいます。営利活動への該当の有無については、提案書に基づき本市が判断し、その判断についての異議申立ては受け付けません。

(7) その他

実施内容（対象公園、日時、利用区域、利用内容等）は、提案内容に基づき、法令適合の確認、本市協議及び公園関係者との調整を経て決定します。選定した場合も、提案内容の実施を保証するものではありません。

6 提案内容に関する条件

(1) 試行的利用の内容

次の全てに該当するものとします。

- ア 募集要項に記載の対象公園に関すること。
- イ 確実に実施できる利用内容であること。
- ウ 来園者等の安全に配慮するとともに、利便性、サービスが向上する利用内容であること。
- エ 来園者の多いエリアの占有など他の来園者の公園使用を著しく妨げないこと。
- オ 試行的利用に当たって、市の財政負担を求めるものではないこと。
- カ 建築物の設置を伴わない利用内容であること。
- キ 公益に資する取組を提案・実施すること。

(ア) 必須事項

未利用日を除く利用期間中、利用終了後毎日、利用区域及び周辺の清掃を行うこと。

(イ) 提案事項

公園の魅力や維持管理の質の向上、公園を取り巻く課題（別紙1参照）の解決に資する取組について提案すること。

例：本市又は地元団体等公園関係者が実施するイベント・行事等への協力、休憩スペースの設置、マナー啓発看板の設置、不法駐車対策、トイレ個室ブースへのペーパーホルダーの設置及びトイレットペーパーの補充等

- ク 円山公園においては、風致景観、歴史文化等、名勝円山公園の特性を生かした、地域の活性化に資する内容であること。

(2) 提案の対象外となるもの

- ア 政治的又は宗教的活動
- イ 青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等
- ウ 騒音や悪臭など、周辺環境を損なうことが予想される行為
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第5号に規定する指定暴力団等の活動
- オ 公序良俗に反し又は反社会的な破壊のおそれがある活動
- カ 新京極公園、円山公園においては、飲食提供を主目的とする行為
- キ その他、市が実施する内容として不適切と判断する行為

7 応募資格条件

(1) 提案内容を実行する意思と能力（資格）を有する企業、NPO法人等の法人

- ※ 法人単独、複数法人（応募法人を主とした共同事業体）、組織体（応募法人を主とした実行委員会等）のいずれも可能です。個人は対象外とします。
- ※ 組織体による提案の場合、町内会等の地元団体の参画も可能とします。
- ※ 「移動型店舗部門」は、複数公園において複数の移動型店舗出店者を管理することができる企業等を対象とします。

(2) 下記の全ての要件を満たす者

- ア 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- イ 次に掲げるものを滞納していないこと。ただし、新型コロナウイルスの影響により支払猶予等を受けている場合はこの限りでない。

- (ア) 所得税又は法人税
- (イ) 消費税
- (ウ) 本市の市民税及び固定資産税
- (エ) 本市の水道料金及び下水道使用料
- ウ 前号に定めるもののほか、法令の規定により、営業について免許、許可又は登録等を要する場合にあっては、当該免許、許可又は登録等を受けて当該営業を営んでいること。
- エ 破産手続開始の決定を受けた場合は、復権していること。
- オ 京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止処分及びそれに類する処分を受けた場合は当該停止期間中でないこと。
- カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者ではないこと。
- キ 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

8 提案方法

(1) 提出方法

提出期限までに、下記「(3) 提出書類」をPDFファイル形式で電子メールにより「15 問合せ及び提出先」に提出してください。

※ 全ての書類を1つのPDFファイルに集約してください。

(2) 提出期限

令和4年2月7日（月）午後5時 必着

(3) 提出書類

ア 参加申請書兼誓約書（様式1）

イ 企画提案書（様式2）

※ 利用希望区域図、過去類似・関連実績の分かる資料、開催までの準備スケジュール及び開催期間中の運営スケジュール、実施体制図の5点を添付すること。

ウ 収支計画書（様式3）

※ 利用候補者選定後に都市公園内行為許可申請書及び使用料減免申請書を、利用期間後に事業実施報告書及び収支報告書を別途提出いただきます。

9 質問票受付

(1) 質問方法

質問がある場合は、質問票（様式4）に記入のうえ、電子メールにより「14 問合せ及び提出先」へ提出してください。

(2) 質問受付期間

令和4年1月24日（月）午後5時 必着

(3) 回答方法

令和4年1月28日（金）頃に本市のウェブサイトには回答を掲載する予定です。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000293428.html>

※ 電話等による個別回答は行いません。

10 利用候補者選定

(1) 選定方法

応募者の提案について、別紙2「評価表」(100点満点)に基づき、本市による書類審査を行い、公園ごとに合計得点の高いものから利用候補者及び次点者として選定します。利用候補者に選定された者が応募資格を満たしていないことが判明した場合や、本市との詳細協議の結果、合意に至らなかった場合又は自ら辞退した場合等については、次点者を利用候補者として選定し、条件の詳細協議を行います。

※ 内容に確認すべき事項がある場合、個別ヒアリングを行うことがあります。

※ 合計点が60点を下回る場合は、利用候補者として選定しません。

※ 原則として、「移動型店舗部門」は部門で1者、「一般部門」は1公園につき1者を選定します。

ただし、合計点数が60点以上でかつ事業実施日や場所が重複しない等、同時実施が可能であれば、次点者以降とも順次調整する場合があります。

※ 応募者が1者のみであっても、審査・選定をします。

(2) 結果通知

審査結果については、応募者全員に電子メールにより通知するとともに、試行的利用までに、利用候補者の利用内容及び企業等の名称を公表します。

なお、提出書類の返送は行わず、審査結果についての異議申立ては受け付けません。

11 選定後の流れ

(1) 協定書の締結

選定された利用候補者は、提出書類に基づき、利用内容の詳細について本市と協議し、合意に達した場合に協定書(別紙3)を締結し、試行的利用者として決定します。

(2) 失格要件

次の場合には、利用候補者としての決定を取り消します。

ア 正当な理由なく、指定する期日までに協定書の締結手続きに応じない場合

イ 利用候補者が、資金状況の変化等により事業の実施ができない状態と本市が判断した場合

ウ 利用候補者が、選定結果の通知の日から協定締結日までの間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条の規定に基づく競争入札参加停止処分及びそれに類する処分を受けた場合

エ 著しく社会的信用を損なう行為等を行った場合

オ その他やむを得ない事情で合意に至らなかった場合

12 試行的利用の実施に関する条件

(1) 試行的利用の内容変更について

原則として行為許可を受けた内容のとおり実施してください。ただし、本市と協議のうえ、募集要項の範囲内と認められる場合は変更を許可する場合があります。

(2) 責任・リスク分担について

提案に当たっては、事前に試行的利用者の責任において都市公園法、京都市都市公園条例その他関係法令等を確認し、利用における法令適合のリスクは試行的利用者に帰属することとします。

(3) 事業責任者の配置について

利用期間中は本市の承諾を得たうえで事業責任者を配置してください。事業責任者は本市との連

絡体制を確保し、要望対応、安全管理等の現場管理を随時行ってください。

(4) インフラについて

インフラについては、本市と協議のうえ認められる場合は、各公園に備え付けられている範囲内（別紙1参照）で使用できます。その場合、使用料は本市が負担します。ただし、新たに設備を設ける必要がある場合は、原則として試行的利用者の負担とします。

(5) 駐輪場及び不法駐輪・駐車について

試行的利用により来園者等の自転車による来園の増加が想定される場合は、公園内に臨時駐輪スペースを計画し、利用期間中、現地においてライン等により明示してください。また、臨時駐輪スペースの設置の有無に関わらず、公園内外において不法駐輪が発生した場合は、速やかに周辺駐輪場への案内を行ってください。

また、試行的利用により周辺道路等で不法駐車が発生した場合は、速やかに周辺駐車場への案内を行うとともに、駐車禁止区域においては、その趣旨を踏まえ必要な対応を行ってください。

(6) 試行的利用の中止等について

本要項に反するなど、事業趣旨から逸脱し、本市から警告等が発せられても改善が見られない場合は、試行的利用を中止する場合があります。その他、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、試行的利用を中止又は内容を変更する場合があります。

これらにより生じる費用について、本市は負担しません。

(7) アンケートについて

本市が作成する来園者アンケートについて、配布及び回収に協力してください。また、試行的利用者向けアンケートについても回答をしてください。

(8) 費用負担について

本事業に伴い必要な費用は、全て試行的利用者が負担してください。利用期間中の営業等による収益は、売上還元金を除き、試行的利用者が得ることができます。

(9) 新型コロナウイルス感染症拡大防止措置について

利用期間中、本市と協議のうえ、スタッフの検温、体調確認、マスク着用、アルコールの設置、非接触型決済の導入、待機列間隔の明示等、業種別ガイドライン等の各種指針に基づき、新型コロナウイルス感染症拡大防止措置を講じてください。

(10) 不測の事態への対応について

イベント保険等に参加したうえで、自然災害、人為災害又は事故等あらゆる不測の事態に対して適切な措置を講じてください。

(11) 資材の残置について

資材を利用時間外に現地に残置する場合は、夜間の防火及び防犯のため、バリケードフェンス等による区画及び不燃材料による保護等の措置を実施してください。

(12) 原状回復について

利用期間後、原則利用期間前の状態に戻してください。利用期間前の状況を写真等で保管したうえで、利用期間後に本市担当と現場立会いを行ってください。破損等がある場合は、復旧を求める場合があります。

(13) 事業報告について

利用期間後、本市が指定する様式にて、事業実施報告及び収支報告を行ってください。

(14) 本市及び公園関係者との連携について

本市又は地元団体等公園関係者が当該公園においてイベント・行事等を行う場合は、イベント・行事への参画や広報協力など、可能な範囲で連携してください。

当該公園の魅力向上の具体策を検討するために、利用期間中及び利用期間後、必要に応じて本市及び公園関係者との対話を行ってください。

13 その他

・ 提出書類の著作権

提出書類の著作権は応募者に帰属します。ただし、本市は、本事業の実施内容の公表等必要な場合、提出書類の内容を無償で使用するものとします。

14 問合せ及び提出先

京都市建設局みどり政策推進室 担当：堀尾，藤本

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

TEL：075-222-4113 FAX：075-212-8704

メール：ryokusei@city.kyoto.lg.jp



公・民が力を合わせれば、きっとできる。